

## 平成19年全国物価統計調査が実施されます

11月初旬ごろから調査対象の小売店舗を調査員が訪問し、調査票の記入依頼にうかがいますので、ご協力をお願いします。また、調査対象の飲食店、サービス業を営む店舗に対しサービスなどの料金について、市職員が電話等で聞き取り調査を行いますので、ご協力をお願いします。

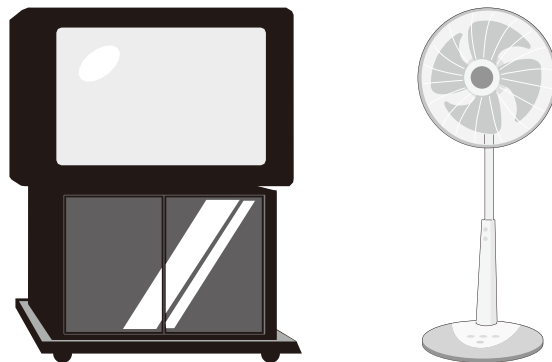
### 調査の目的・期日など

全国物価統計調査は、国民の消費生活において重要な支出の対象を幅広く調査し、物価の銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として平成19年11月21日を期日として実施します。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査です(指定統計第108号)。統計法には、申告の義務、調査票の統計目的外への使用禁止、調査に携わる者の守秘義務などが定められています。

■問合先 庶務課統計係 ㊟(内線236)

## あなたのお宅の扇風機、テレビは大丈夫？！



使用期間が長い家電製品による火災事故が発生しています。使用期間が長い家電製品を使用するときは、必ず点検を実施しましょう。

扇風機のほかに テレビ エアコン 洗濯機 石油ファンヒーターなど 電源が入らなくなったり切れなくなったり、変なにおいがしたり、煙が出るようなことがあったら直ちに使用をやめ、販売店、メーカーに連絡してください。

その他の家電製品についても古くなったものについては「異常がないか」よく確認をお願いします。

### 消費生活相談(商品やサービス・契約に関するトラブル)を行っています

訪問販売や電話勧誘、展示会などで商品を買ったが納得できない、携帯電話・インターネットのトラブルで困っている、身に覚えのない請求や訴訟を知らせる手紙がきた、などお気軽にご相談ください。

毎週金曜日(祝休日は除く) 午前10時～午後3時  
市役所(本庁) 第2分庁舎3階 相談無料  
電話でも受け付けています。(☎22・4001 内線411)

■問合先 商工観光課商工係 ㊟(内線410)